

証券コード 9275  
2024年5月2日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号  
株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
代表取締役執行役員社長 國 京 紘 宇

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

4頁の「議決権行使についてのご案内」および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年5月23日（木曜日）午後6時まで、各議案についての賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月23日（木曜日）午後6時まで、に到着するようご返送ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.narumiya-net.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト URL：<https://d.sokai.jp/9275/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナルミヤ」又は「コード」に当社証券コード「9275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場予定）
2. 場 所 東京都港区芝公園1-5-10 芝パークホテル「ローズ」の間  
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第8期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
  2. 第8期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項


- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）


- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9275/>





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年5月24日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍  
御中  
××××年 ×月××日  
00000000  
1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_  
「可決認可」見本  
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

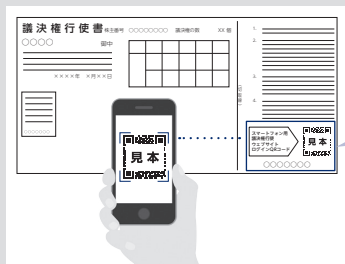
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

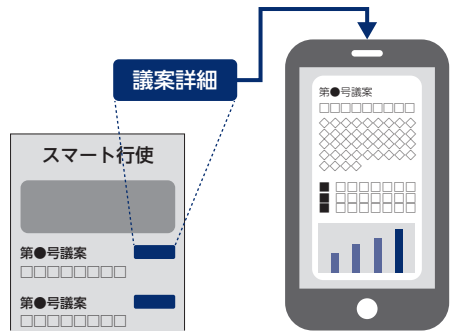
## 1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で  
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

## 2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

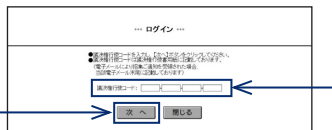
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



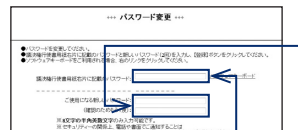
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
(初回のみ)ご自身で新しい  
パスワードを設定してください  
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と自己資本の状況を勘案しつつ、安定的な配当を継続する基本方針に基づき、以下のとおり第8期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金41円  
総額は402,526,028円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年5月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするべく、変更案のとおりに第35条（剰余金の配当等の決定機関）及び第36条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第44条（期末配当金）及び第45条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 取締役会議事録の電子化を可能とするため、出席した取締役の署名又は記名押印に加えて、電子署名での議事録作成を可能とするべく、現行定款第29条（取締役会議事録）を変更案第28条のとおりに変更するものであります。
- (4) 上記各変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条&lt;条文省略&gt; (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>第5条&lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条&lt;条文省略&gt; (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条&lt;条文省略&gt; (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第10条～第11条&lt;条文省略&gt; (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条&lt;現行どおり&gt; (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会及び</u>会計監査人を置く。</p> <p>第5条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条&lt;現行どおり&gt; (単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第9条～第10条&lt;現行どおり&gt; (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条&lt;条文省略&gt; (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 第1項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、<u>または議長</u>となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条&lt;条文省略&gt; (株主総会議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎</u>事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条&lt;現行どおり&gt; (招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 第1項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使すること<u>が</u>できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条&lt;現行どおり&gt; (株主総会議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は<u>当会社</u>を代表し、<u>当会社</u>の業務を執行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(取締役会)</u></p> <p><u>第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</p>	<p>3. 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは<u>記名押印し、または電子署名を行い、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 &lt;条文省略&gt; (報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第33条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>2. 監査役のうち、半数以上は社外監査役でなければならない。</p> <p>3. 監査役会は、その決議により、常勤の監査役1名以上を選定する。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条 &lt;現行どおり&gt; (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員規程による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u>	
第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	<削除>
2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	<削除>
<u>(補欠監査役)</u>	
第36条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	<削除>
2. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	<削除>
3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>	<削除>
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u>	<削除>
<u>(監査役会の決議)</u>	
第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u>	<削除>
<u>(監査役会議事録)</u>	
第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	<削除>
<u>(監査役会規程)</u>	
第40条 <u>監査役会の決議の方法その他監査役会の運営について必要な事項は監査役会が定める監査役会規程に定める。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役との責任免除)</u> 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為による監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第6章 計 算 第43条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6章 計 算 第34条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、取締役会の決議によって中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう。）をすることができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p>
<p>&lt;新設&gt; &lt;新設&gt;</p>	<p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当金)</u>  第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。  2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u>  第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。  第46条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第8回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	くに きょう ひろ たか 國 京 紘 宇 (1967年7月31日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1990年4月 積水化学工業株式会社入社 2001年4月 トーマツコンサルティング株式会社 (現 デロイト トーマツコンサルティ ング合同会社)入社 2003年11月 株式会社ユージン(現 株式会社タカ ラトミーアーツ)入社 2007年4月 同社常務執行役員 2011年1月 フィールズ株式会社(現円谷フィー ルズホールディングス株式会社)入 社 2012年4月 同社コンシューマプロダクツ事業本 部副本部長兼エグゼクティブプロデ ューサー 2017年3月 当社執行役員 経営企画室長 2018年3月 当社常務執行役員 経営企画室長 2020年12月 株式会社LOVST 取締役 2021年5月 当社取締役執行役員常務 経営企画 室長 2023年5月 当社代表取締役執行役員社長(現任) 株式会社ハートフィール 代表取締 役(現任) 株式会社LOVST 代表取締役(現 任) (重要な兼職の状況) 株式会社ハートフィール 代表取締役 株式会社LOVST 代表取締役 (取締役候補者とした理由) 國京紘宇氏は、当社の代表に就任して以来、マーケ ティング機能の強化・組織改革・ガバナンス強化を はじめとした全体最適に注力し、事業拡大に貢献し てきました。その実績を踏まえ、当社グループの事 業戦略を推進する上で、必要な人材と判断し、取締 役候補者いたしました。	1,300 株



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	ほ さ か だい すけ 保 坂 大 輔 (1974年12月5日) <b>再任</b>	<p>1998年4月 当社入社 2008年2月 当社広報宣伝部長 2010年7月 当社子供服第三事業部長 2011年2月 当社アウトレット運営部次長 2016年2月 当社トドラーKIDS事業部長 2018年3月 当社執行役員 ジュニア事業部長 2021年6月 当社百貨店事業部長 2023年4月 当社百貨店事業本部長 2023年5月 当社取締役執行役員 百貨店事業本部長 2023年10月 株式会社K P 取締役(現任) 2024年3月 当社取締役執行役員 事業統括 兼百貨店事業本部長 2024年4月 当社取締役執行役員常務 事業統括 兼百貨店事業本部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 保坂大輔氏は、取締役として就任して以来、全体最適を目指したマネジメントを行い、事業拡大にも貢献しており、百貨店事業本部のブランド戦略を第一線で牽引してきました。その経験値と実績を踏まえ、取締役候補者いたしました。</p>	12,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	なか ばやし けい いち 中 林 恵 一 (1971年11月23日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1995年 4 月 株式会社勸角総合研究所（現みずほ証券株式会社）入社 1997年10月 SBCウォーバーグ証券会社（現UBS証券株式会社）入社 2003年 7 月 株式会社産業再生機構入社 2007年 1 月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 執行役員 2011年11月 同社常務執行役員 2013年 7 月 株式会社ワールド入社 執行役員経営管理本部副本部長 2013年12月 同社執行役員経営管理本部本部長 2015年 4 月 同社常務執行役員コーポレートプラットフォーム本部本部長 2017年 4 月 同社グループ常務執行役員グループ支援本部本部長 2018年 4 月 同社グループ常務執行役員グループ財務統括グループ支援本部管掌 兼 株式会社ワールドインベストメントネットワーク共同代表 2020年 6 月 同社副社長執行役員 兼 株式会社ワールドインベストメントネットワーク共同代表（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ワールド 副社長執行役員 （取締役候補者とした理由） 中林恵一氏は、幅広い業界の経営陣としての経験、及び豊富な知見を有しており、大局的な視点からの経営課題やコーポレートガバナンスコード対応を含めた内部統制面での適切な助言をいただけるものと期待して、取締役候補者といたしました。	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p data-bbox="269 683 505 762">すずき こうじ 鈴木 功 二 (1958年10月8日)</p> <p data-bbox="258 787 515 817"><b>再任</b> <b>独立</b> <b>社外</b></p>	<p data-bbox="541 217 1165 278">1982年 4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社</p> <p data-bbox="541 281 1100 311">1997年 4月 ソニーマーケティング株式会社</p> <p data-bbox="541 314 994 344">2008年 4月 同社 取締役執行役員</p> <p data-bbox="541 347 1047 378">2009年 4月 同社 取締役執行役員常務</p> <p data-bbox="541 381 1165 441">2009年10月 同社 取締役執行役員常務兼ソニースタイル・ジャパン株式会社取締役</p> <p data-bbox="541 444 1165 535">2012年 5月 同社取締役執行役員専務兼ソニービジネスソリューションズ株式会社取締役</p> <p data-bbox="541 538 1100 568">2013年 4月 同社 代表取締役執行役員専務</p> <p data-bbox="541 571 1165 632">2016年 4月 株式会社ピーシーデポコーポレーション入社</p> <p data-bbox="541 635 941 665">2017年 6月 同社 常勤監査役</p> <p data-bbox="541 668 1165 728">2021年 4月 株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役（現任）</p> <p data-bbox="541 731 1165 792">2021年 6月 株式会社ピーシーデポストアーズ 取締役</p> <p data-bbox="541 795 1002 825">2022年 5月 当社社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="541 828 1165 889">2022年 9月 ロゴスウェア株式会社 監査役（現任）</p> <p data-bbox="541 892 787 922">（重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="541 925 1165 985">株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役</p> <p data-bbox="541 988 913 1019">ロゴスウェア株式会社 監査役</p> <p data-bbox="541 1022 1165 1082">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p data-bbox="541 1085 1165 1288">鈴木功二氏は、ソニーグループ会社の経営者を歴任され、ECを活用した新しいビジネスモデルの構築をはじめ、各種の新規サービスの立ち上げ等にご尽力された実績を見て、同氏の知見と経験が当社の経営全般はもとより、マーケティング戦略及び新規事業戦略に対して、有益な助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

- (注) 1. 候補者中林恵一氏は、当社の親会社であります株式会社ワールドの副社長執行役員であります。過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。株式会社ワールドは、2024年2月29日現在、当社株式の59.77%を所有する筆頭株主であります。同氏及び同社と当社との間にはそれ以外に特別な利害関係はありません。その他の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 鈴木功二氏は社外取締役候補者であります。
3. 鈴木功二氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、社外取締役候補者である鈴木功二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、鈴木功二氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中林恵一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が役員に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2024年9月28日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、鈴木功二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 各候補者について当社が特に期待する役割の一覧は次のとおりです。

取締役候補	当社が特に期待する役割						
	企業経営	グローバル	マーケティング/営業	IT/DX	財務会計	法務/ガバナンス/コンプライアンス	人事/労務
國京 紘宇	●		●	●		●	
保坂 大輔			●	●			
中林 恵一	●				●	●	
鈴木 功二	●		●	●		●	

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（「監査等委員」といいます。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いっしきなかや 一色中也 (1959年9月27日) <b>新任</b> <b>独立</b> <b>社外</b>	1982年4月 鐘紡株式会社入社 2002年10月 同社 化粧品営業統括グループ統括 マネージャー 2004年5月 株式会社カネボウ化粧品 経営企画 室長 2008年3月 株式会社カネボウ化粧品執行役員兼 カネボウ化粧品販売株式会社 取締 役常務執行役員 2012年6月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼 執行役員、経営企画部門統括兼国際 事業部門統括 2014年3月 株式会社エキップ 代表取締役社長 2017年3月 花王グループカスタマーマーケティ ング株式会社 常勤監査役兼株式会 社カネボウ化粧品 監査役 2020年3月 花王グループカスタマーマーケティ ング株式会社 常勤監査役 2022年5月 当社常勤社外監査役（現任） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 の概要） 一色中也氏は、豊富な経営経験ならびに上場企業グ ループにおける常勤監査役としての経験と幅広い見 識に基づき、客観的な立場から、取締役会の意思決 定機能や監督機能に実効的な助言が期待できるもの と判断し、監査等委員である社外取締役候補者とい いたしました。	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">こ み や ま さ か え 小 宮 山 榮 (1965年10月3日)</p> <p><b>新任</b> <b>独立</b> <b>社外</b></p>	<p>1988年10月 英和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>1992年 2 月 株式会社トミー（現 株式会社タカラトミー）入社</p> <p>2000年 3 月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2014年 4 月 イマニシ税理士法人入所</p> <p>2014年 4 月 大阪府人事監察委員会委員</p> <p>2015年 7 月 年金積立金管理運用独立行政法人 監事</p> <p>2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人 経営委員兼監査委員（現任）</p> <p>2020年 8 月 株式会社パイオラックス 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年 6 月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 経営委員兼監査委員</p> <p>株式会社パイオラックス 社外取締役（監査等委員）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>小宮山榮氏は、公認会計士として培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、有益な助言並びに経営の監督をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>	一 株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p data-bbox="260 715 514 793">やなぎ さわ み かな 柳澤美佳 (1967年12月12日)</p> <p data-bbox="260 817 514 851"><b>新任</b> <b>独立</b> <b>社外</b></p>	<p data-bbox="538 208 1164 866">                     1990年4月 三菱商事入社                      2005年4月 最高裁判所司法研修所入所                      2006年10月 シティユーワ法律事務所入所                      2009年7月 アマゾンジャパン合同会社(出向)                      2014年2月 Gowling WLG法律事務所(英国)                      (研修出向)                      2014年10月 Formosa Transnational法律事務所(台湾)                      (研修出向)                      2016年1月 ダイソン株式会社入社                      2018年10月 株式会社オークローンマーケティング入社                      2021年6月 株式会社うるる 社外監査役(現任)                      2023年2月 モデラート株式会社 社外監査役(現任)                      2023年4月 WINGS法律事務所設立(現任)                      2023年5月 当社社外取締役(現任)                      2023年7月 株式会社グラニフ 社外取締役(現任)                      (重要な兼職の状況)                 </p> <p data-bbox="538 870 1164 1064">                     株式会社うるる 社外監査役                      モデラート株式会社 社外監査役                      WINGS法律事務所 代表弁護士                      株式会社グラニフ 社外取締役                      (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)                 </p> <p data-bbox="538 1068 1164 1363">                     柳澤美佳氏は、法律事務所での弁護士としての経験を有するほか、事業会社での組織内弁護士として企業法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の業務に幅広く携わっており、その法律知識と経験の豊富さに加え、事業会社ではアパレル業界の経験・知識もあり、当社との親和性が高く、同氏の知見と経験から当社の経営全般に有益な助言をいただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。                 </p>	<p data-bbox="1282 775 1342 798">一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 一色中也氏、小宮山榮氏及び柳澤美佳氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 一色中也氏及び小宮山榮氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって一色中也氏が2年、小宮山榮氏が1年11か月となります。
4. 柳澤美佳氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、一色中也氏、小宮山榮氏及び柳澤美佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間であらためて同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が役員に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2024年9月28日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、一色中也氏、小宮山榮氏及び柳澤美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者について当社が特に期待する役割の一覧は次のとおりです。

監査等委員候補	当社が特に期待する役割						
	企業経営	グローバル	マーケティング/営業	IT/DX	財務会計	法務/ガバナンス/コンプライアンス	人事/労務
一色 中也	●					●	
小宮山 榮					●	●	
柳澤 美佳		●				●	●



## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（「補欠の監査等委員」といいます。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
い そ が い こう いち 磯 貝 光 一 (1964年4月1日)  <b>社外</b>	1988年10月 英和監査法人（現、有限責任あずさ監査法人）入社 1993年10月 中央コーパス・アンド・ライブランドコンサルティング株式会社入社 2000年1月 磯貝公認会計士事務所設立 2001年7月 有限会社クロスフィールド（現、株式会社クロスフィールド）設立 2004年7月 税理士法人あおやま設立 2022年9月 株式会社クロスフィールド 代表取締役会長就任（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社クロスフィールド 代表取締役会長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯貝光一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、株式会社クロスフィールドの経営者を歴任され、ご尽力された実績により培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスを一層強化していただくためであります。また、同氏の公認会計士としての会計知識を監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 磯貝光一氏が監査等委員である社外取締役现就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 磯貝光一氏が監査等委員である社外取締役现就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。磯貝光一氏が監査等委員である社外取締役现就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2024年9月28日に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、現在検討中の決定方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

今般、当社は、監査等委員会設置会社移行に伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる制度を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠として、下記の内容にて、対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等を支給し、また、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の払込みに充てるために支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記1.で定義されます）につき20百万円以内として設定したいと存じます。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.5%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

第6号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、本招集ご通知47頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本招集ご通知29頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、現在検討中の決定方針にも合致するものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じると、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

当社は、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

## 記

対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1.業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」といいます。）として、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭

報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けることになります。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これを支給するか否か、支給する業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に当社の取締役を退任した者を除く。）が下記5.に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものとします。

初回の対象期間は、第9期事業年度（2024年3月1日～2025年2月28日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとします。

## 2.業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数50,000株を、各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3.交付株式数の算定方法

以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定するものとします（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとします。

＜各対象取締役に対する交付株式数の算定方法＞

役員別基礎金額（※1）×業績達成率（※2）÷1株当たりの業績連動事後交付型譲渡制限付株式の価格（※3）

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定するものとします。

※2 各対象期間の業績指標の達成度に応じて、0～200%の間で当社取締役会において決定するものとします。

※3 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とした、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものとします。

#### 4.交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するものとします。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行うものとします。

- （1）対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- （2）当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- （3）当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記（1）にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整することができるものとします。また、上記（1）にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日の後、業績連動事後交付型譲渡制限付株式が交付されるまでの間に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も退任した場合には、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、各対象期間における上記金銭報酬債権の額とあわせて20百万円の範囲内で支給することができるものとします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象

期間に係る業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付しないものとします。

## 5.業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1)譲渡制限の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動事後交付型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

### (2)業績連動事後交付型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が事前に定める無償取得事由に該当した場合には、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間を満了した時点より前に到来するときに限ります。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動事後交付型譲渡制限付株式と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対しても割り当てる予定です。

#### **第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額50百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以上



# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制が解除されたことにより社会活動の正常化が進みましたが、海外経済の減速への懸念や資源価格の高止まりなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するアパレル業界においては、行動規制の解除により社会活動の正常化が進み、個人消費の回復傾向が見られました。一方、仕入価格や物流費の上昇に加え、物価上昇による消費者の節約志向が懸念されており、厳しい経営環境が続いております。また、ベビー・子供服市場においては、学校行事・家族行事の再開により、一定の回復が見られました。

このような環境の下、当社グループは、お客様が買い物すること自体に楽しみを求められていると考え、店頭接客やビジュアルマーチャンダイジング（VMD）を強化し、オケーションなどの商品企画を促進することで、販売機会の提案を行ってきました。為替変動のリスクや物流費の高騰、店頭人材の確保の厳しさなどに対して、顧客視点での商品企画、タイムリーな納品、上代設定などを行い、販売研修を充実させたことで、業績は順調に推移いたしました。

チャンネル別売上高に関しましては、行動規制の解除などによって、百貨店、ショッピングセンター及びアウトレットモールの実店舗へお客様が戻られたため売上高が年間を通じて回復し、百貨店チャンネルの売上高9,541百万円（前期比102.5%）、ショッピングセンターチャンネルの売上高14,645百万円（同111.7%）、eコマースチャンネルの売上高は8,558百万円（同104.5%）、その他チャンネルの売上高4,739百万円（同108.0%）となりました。

百貨店チャンネルでは、上期においては卒園・入学、水着・浴衣などのオケーション需要が増加することを見込み、企画・生産・販売を積極的に行いました。下期においては、暖冬の影響でアウター類の売れ行きが不振となりましたが、通年では前年・計画ともに上回る結果となりました。

ショッピングセンターチャンネルでは、「petit main」は、インフルエンサーコラボ、キャラクターコラボの積極的な商品展開と接客強化によって、プロパー販売が促進されました。また、「Lovetoxic」は、新カテゴリーのダンスファッションである「L T X C」を発売することで、大きく売上を伸ばしました。

eコマースチャンネルにおいては、集客施策への積極的な投資を行い、サイトへの訪問頻度が回復したこと、ECモール間の在庫管理精度向上に取り組みが奏功し、買い上げ率が向上したことから、売上が増加しました。

その他チャネルにおいては、インバウンド回復による集客増によって、売上を伸ばしました。

ブランド別では、ショッピングセンターブランド「petit main」、「Lovetoxic」の売上高が前連結会計年度を上回りました。また、百貨店ブランドでは、9ブランドのうち5ブランドが前連結会計年度の売上高を上回り、特に「kate spade NEW YORK」、「Paul Smith JUNIOR」は2ケタ増と引き続き売上高増に貢献しております。

粗利益率に関しましては、原料高、運賃上昇、為替変動リスクなどによって、仕入れ原価が高騰していましたが、商品企画の工夫、付加価値の追加、接客強化によって、定価での販売が順調に推移したため、前連結会計年度と比較すると良化しております。

特別損失として、連結子会社である株式会社ハートフィールにおいて前連結会計年度に引き続き事業計画の見直しを行い、上期にのれんの一時償却額166百万円を計上しました。株式会社ハートフィールにおけるオンライン事業を当社が運営するナルミヤオンラインへ集約し、物流コスト等を削減することにより、株式会社ハートフィールの業績は回復してきております。

また、人的資本経営をより充実させるため給与等の支払額を増加したことにより、賃上げ促進税制の優遇措置を受けることができました。

当連結会計年度における出退店の状況は、百貨店17店舗・ショッピングセンター7店舗・アウトレット1店舗を出店し、百貨店22店舗・ショッピングセンター3店舗・LOVST（フォトスタジオ）3店舗を撤退しました。出店については、前連結会計年度同様に地域や商圈などを厳選した計画としております。

なお、百貨店の店舗数は、売場数×ブランド数で計算するため、出退店店舗数が多くなる傾向があります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,484百万円（前期比107.1%）、営業利益は2,105百万円（同123.5%）、経常利益は2,072百万円（同127.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,216百万円（同146.4%）となりました。

なお、当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は489百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. ショッピングセンターの新規出店にかかる内装工事費用 133百万円

ロ. 物流システム関連費用 93百万円

ハ. 百貨店売場内装工事費用 70百万円

ニ. ECシステム関連費用 60百万円

ホ. 本社内装改修工事 25百万円

ヘ. 勤怠管理システム費用 25百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2021年2月期)	第6期 (2022年2月期)	第7期 (2023年2月期)	第8期 (当連結会計年度) (2024年2月期)
売上高(千円)	29,511,752	30,985,787	34,997,783	37,484,381
経常利益(千円)	1,006,466	1,333,302	1,624,426	2,072,768
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	396,715	820,477	831,100	1,216,763
1株当たり当期純利益(円)	39.19	81.05	82.10	123.43
総資産(千円)	14,636,072	14,521,978	13,438,065	14,160,997
純資産(千円)	4,407,562	4,901,802	5,382,574	6,008,439
1株当たり純資産(円)	435.40	484.23	531.73	612.00

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2021年2月期)	第6期 (2022年2月期)	第7期 (2023年2月期)	第8期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高(千円)	28,436,496	30,080,712	34,223,318	36,878,744
経常利益(千円)	973,438	1,354,818	1,713,407	2,093,257
当期純利益(千円)	391,689	844,558	764,662	1,227,013
1株当たり当期純利益(円)	38.69	83.43	75.54	124.47
総資産(千円)	14,425,771	14,441,431	13,327,245	14,095,625
純資産(千円)	4,418,446	4,947,657	5,381,759	6,014,368
1株当たり純資産(円)	436.48	488.76	531.65	612.60

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	当社に対する議決権比率	関係内容
株式会社ワールド	59.79%	役員の兼任

(注) 当社の親会社は、株式会社ワールドであります。同社とは、2022年1月13日両者が事業上の連携を行うことで両社の事業上のシナジーを実現させ、もって両社の企業価値及び株主価値の最大化を図ることを目的とする資本業務提携契約を締結しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ハートフィール	10百万円	100.0%	子供服の製造販売
株式会社LOVST	6百万円	100.0%	写真スタジオの運営

#### (4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制が解除されたことにより経済活動の正常化が進みましたが、海外経済の減速への懸念や資源価格の高止まりなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するアパレル業界においては、行動規制の解除により社会活動の正常化が進み、個人消費の回復傾向が見られました。一方、仕入価格や物流費の上昇に加え、物価上昇による消費者の節約志向が懸念されており、厳しい経営環境が続いております。また、ベビー・子供服市場においては、学校行事・家族行事の再開により、一定の回復が見られました。

このような環境の下、当社グループは、お客様が買い物すること自体に楽しみを求められていると考え、店頭の接客やビジュアルマーチャンダイジング（VMD）を強化し、オケージョンなどの商品企画を促進することで、販売機会の提案を行ってきました。為替変動のリスクや物流費の高騰、店頭人材の確保の厳しさなどに対して、顧客視点での商品企画、タイムリーな納品、上代設定を行ってきました。

今後におきましては、少子化の加速や、消費者の嗜好の多様化、実店舗の寡占化がリスクとして挙げられます。また販売員などの人手不足も顕著となってきております。

しかしながら、6ポケットから10ポケットと言われるように客単価は上昇傾向にあり、またインバウンドが回復したことにより、海外のお客様が百貨店を中心に増加してきております。

その中で、当社は中期3か年計画を発表し、新たな戦略「マルチブランドの進化、マルチチャネルの深化、CRMの強化」を掲げました。

マルチブランドの進化とは、お客様と長くお付き合いをし、お客様のLTV（ライフタイムバリュー）の最大化を目指すべく、新ブランドの開発により、ブランドポートフォリオ経営を進めていくことです。

マルチチャネルの深化とは、チャネル間の融合を進めていくこと、すなわちOMOの促進です。

CRMは、お客様のLTVの最大化を達成するべく、各ブランドのブランディングとセールスPRを明確に区分することで、最終的にはナルミヤのファンの醸成を進めることです。

また、既存事業の強化のみならず、インバウンド対策をさらに充実させ、越境ECや海外への出店を行い市場拡大を目指します。さらに、新規事業として、キッズライフスタイルの提案としてのフォトスタジオの育成、ファッションと+αとしての新しいカテゴリーの創出、保有IPの活性化を進めます。

チャンネル別の対処すべき課題は、次のとおりです。

#### 百貨店

当連結会計年度は、行動規制の解除によって実店舗へお客様が戻られ、売上高は増加となりました。翌連結会計年度は新生児向けのギフト商材の価格を見直し、国内生産の拡大を目指します。また、新型コロナの水際対策の措置が終了となったことで、今後より多くの訪日外国人観光客の増加が予想されるため、インバウンド対策を強化していきます。さらに、平成のジュニアブームを牽引したナルミヤキャラクターを令和にリバイバルする等、保有IPを活性化させることで、かつてのファンと新しいファンの獲得を目指します。

#### ショッピングセンター

ショッピングセンターチャンネルの当連結会計年度の売上高は増加となりました。翌連結会計年度においては、「petit main」から派生したユニセックスブランド「andD. petit main」や、機能性を重視し、アウトドアに適したスポーツブランド「Minimal」を新たに立ち上げます。一方、ジュニアブランドの「Lovetoxic」は15周年を迎えるにあたりPopteenとコラボを行い、スペシャル展示会を開催すること等で認知度拡大を図り、より一層の売上増加を目指します。

#### eコマース

eコマースチャンネルの当連結会計年度の売上高は、行動規制が解除されたことで実店舗へお客様が戻られたものの、上期における売上高は微増となりました。一方、下期は集客施策が功を奏したため売上が増加し、通期の売上高が前年増となりました。翌連結会計年度は、SNSやWEB広告に積極的に投資することで、ブランド想起率向上へ取り組みます。また、越境EC・海外ECへ出店することにより、EC市場の拡大を目指します。

#### ESG経営への取組

当社グループは、SDGsの一環として、すべての子供たちに夢と幸せを届けられるように、微力ながらサポート活動を続けていきます。当連結会計年度においても前連結会計年度同様に、子供たちと当社グループ社員が直接ふれあうことで、子供たちに「ワクワク・ドキドキ」を届ける活動として、夏休みに当社グループ社員がレクチャーし、子供たちへ世界で一つのうちわやアクセサリーなどの小物作りのイベントを実施し、好評を得ました。

店舗における廃棄率削減やリユース・リサイクルの強化のため、株式会社ワールドのサポートを得てより一層のCO<sub>2</sub>削減を進めていきます。

人的資本経営の強化の取り組みとして、フレックス制度の導入、勤務制度の見直し、福利厚生充実を行うことで、従業員がより働きやすい職場環境を構築していくとともに、CGコードの遵守にも取り組んでいきます。

#### 株式会社ワールドとの資本業務提携

2022年2月21日より株式会社ワールドの連結子会社となりました。前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、ワールド社が取り組んでいるリユース・リサイクル活動に参加し、また、人材交流、各種研修及びセミナーへも参加してまいりました。ビジネス面においては、社内バックオフィスのインフラ整備に伴ったコストダウン、決算の早期化及び同日化を進めており、今後も両社のシナジーをより一層拡大すべく取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、ベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、チャンネル別に記載しております。

チャンネル区分	事業内容
百貨店	「mezzo piano」、「ANNA SUI mini」、「kate spade NEW YORK」、「X-girl STAGES」、「pom ponette junior」、「Paul Smith JUNIOR」など、全国の主要百貨店の子供服売場に、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
ショッピングセンター	「petit main」、「Lovetoxic」など、全国のショッピングセンターに、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
eコマース	自社オンライン及び他社オンラインサイトでの販売を行っております。
その他	アウトレットモールでの直営店舗販売、地方百貨店や専門店への卸売り販売、ライセンス販売、フォトスタジオ事業などを行っております。

#### (6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

##### ① 当社

本社	東京都港区
物流センター	神奈川県川崎市、千葉県白井市

##### ② 子会社

株式会社ハートフィール	東京都港区
株式会社LOVST	東京都中央区



## (7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

## ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ベビー・子供服の企画販売事業	1,005 (579) 名	42名減 (50名増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
984 (560) 名	29名増 (58名増)	35歳	8年6か月

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

<コミットメントライン契約>

借 入 先	コ ミ ッ ト 金 額 ( 千 円 )
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	956,025
株 式 会 社 り そ な 銀 行	237,600
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	224,850
株 式 会 社 横 浜 銀 行	81,525

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行を主幹事とした、4行合わせての借入限度額を1,500,000千円とするコミットメントライン契約を締結しております。
2. コミットメントライン契約に加え、株式会社三井住友銀行と300,000千円、株式会社みずほ銀行と300,000千円及び株式会社りそな銀行と300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

<シンジケートローン>

借 入 先	借 入 残 高 ( 千 円 )
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,446,970
株 式 会 社 り そ な 銀 行	345,870
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	219,940
株 式 会 社 横 浜 銀 行	157,220

- (注) 株式会社三井住友銀行を主幹事とする計4行からの協調融資であります。

## 2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 38,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 9,817,708株 (自己株式305,122株を除く)  
 (3) 株主数 7,679名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ワ ー ル ド	5,868,230株	59.77%
豊 島 株 式 会 社	641,000	6.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	260,700	2.66
株 式 会 社 ソ ー エ イ	232,600	2.37
モ リ リ ン 株 式 会 社	192,300	1.96
石 井 稔 晃	135,000	1.38
CACEIS BANK / QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	128,300	1.31
ナルミヤ・インターナショナル従業員持株会	111,600	1.14
三共生興アパレルファッション株式会社	64,100	0.65
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	62,214	0.63

- (注) 1. 持株比率は小数第3位以下を四捨五入して表示しております。  
 2. 当社は、自己株式を305,122株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

##### ① 自己株式の取得を行った理由

資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行等のため、自己株式の取得を行いました。また、当社は取締役及び執行役員向けに株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度・業績連動型株式報酬制度）の導入を予定しており、今後交付する譲渡制限付株式にも今回取得した自己株式を充当する予定です。

##### ② 取得の内容

ア. 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	305,000株
ウ. 取得価額	280,600,000円
エ. 取得日	2023年4月18日
オ. 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	國京 紘 宇	株式会社ハートフィール 代表取締役 株式会社LOVST 代表取締役
取締役執行役員	保坂 大 輔	百貨店事業本部長
取締役	上山 健 二	株式会社ワールド 代表取締役会長
取締役	高橋 義 昭	シンクファクトリー高橋研究所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役
取締役	鈴木 功 二	株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役 ロゴスウェア株式会社 監査役
取締役	柳澤 美 佳	株式会社うるる 社外監査役 モデラート株式会社 社外監査役 WINGS法律事務所 代表弁護士 株式会社グラニフ 社外取締役
常勤監査役	一色 中 也	
監査役	上田 千 秋	株式会社LOVST 監査役 株式会社ナノスタイル 社外監査役 (非常勤)
監査役	小宮山 榮	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 株式会社パイオラックス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役高橋義昭氏、鈴木功二氏及び柳澤美佳氏は社外取締役であります。
2. 監査役一色中也氏及び小宮山榮氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小宮山榮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の高橋義昭氏、鈴木功二氏及び柳澤美佳氏ならびに社外監査役の一色中也氏及び小宮山榮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役上山健二氏及び各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役上山健二氏及び各社外取締役並びに各監査役とも会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額（最低責任限度額）を限度としております。なお、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- ①当該取締役または監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ②当該取締役または監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等につきましては、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額は年間200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）、監査役報酬総額は年間50百万円以内と定められております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。また当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

2023年6月20日開催の取締役会において、以下の内容で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

## 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益および連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、事業計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会（注）の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝7：3とする（KPIを100%達成の場合）。2024年2月期の業績連動報酬に係るKPIは連結営業利益および連結当期純利益の業績予想を基準といたしました。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長及び全ての非業務執行取締役からなる指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬の額、算定方法等について、当委員会での審議答申の上、取締役会で決定することにしております。指名報酬委員会の委員長は、全ての非業務執行取締役の互選によって選定しております。指名報酬委員会の決議は、答申に係る決議に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行っております。

2024年2月期の業績連動報酬は、2024年3月19日の指名報酬委員会において、上記の決定方針に基づき評価及び取締役会への答申が行われ、同日開催された取締役会で決定し、同月25日に支給されました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、独立性の観点から、固定金額としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	対象人数
取締役 (社外取締役を除く)	53,310	36,240	17,070	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	6,900	6,900	—	—	1
社外取締役	16,200	16,200	—	—	4
社外監査役	14,400	14,400	—	—	2

- (注) 1. 2023年5月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち、社外取締役1名)を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 2018年3月1日開催の臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち、社外取締役は1名)です。また、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。
5. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益及び連結当期純利益であり、その実績は連結営業利益が2,105百万円、連結当期純利益が1,216百万円であります。



## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高橋義昭氏は、シンクファクトリー高橋研究所の代表及び株式会社日本アクアの社外取締役であります。シンクファクトリー高橋研究所及び株式会社日本アクアと当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役鈴木功二氏は、株式会社デジタルグロースアカデミアの社外監査役及びロゴスウェア株式会社監査役であります。株式会社デジタルグロースアカデミア及びロゴスウェア株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役柳澤美佳氏は、株式会社うるのの社外監査役、モデラート株式会社の社外監査役、WINGS法律事務所の代表弁護士及び株式会社グラニフの社外取締役であります。株式会社うるの、モデラート株式会社、WINGS法律事務所及び株式会社グラニフと当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役小宮山榮氏は、年金積立金管理運用独立行政法人の経営委員兼監査委員及び株式会社パイオラックスの社外取締役（監査等委員）であります。年金積立金管理運用独立行政法人及び株式会社パイオラックスと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概容
取締役 高橋 義昭	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての経験と経営コンサルタントとしての実績を活かし、適宜発言を行っております。当社の管理部門強化のために有益な助言やサポートをいただいております。
取締役 鈴木 功二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営者経験と上場会社における常勤監査役の経験を活かし、ガバナンスをはじめ経営全般に関し、適宜発言を行っております。また、EC及び新規事業部門に対して、有益な助言をいただいております。
取締役 柳澤 美佳	当事業年度中、2023年5月23日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、適宜発言を行っております。また、事業会社ではアパレル業界の経験・知見もあり、当社との親和性も高く、当社の経営全般に有益な助言をいただいております。

	取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況
監査役 一色 中也	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経営経験ならびに上場会社における常勤監査役としての経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。なお、常勤監査役として、経営全般及び取締役の業務執行にかかる監査を行っております。
監査役 小宮山 榮	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士として培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会計監査人と確認した監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,810,510</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,790,750</b>
現金及び預金	2,892,352	買掛金	2,382,933
受取手形及び売掛金	2,527,138	1年内返済予定の長期借入金	717,112
商品	3,162,672	リース債務	213,611
前払費用	165,124	未払金	752,298
その他	63,757	未払費用	573,366
貸倒引当金	△535	未払法人税等	571,993
<b>固定資産</b>	<b>5,350,487</b>	未払消費税等	86,548
<b>有形固定資産</b>	<b>715,773</b>	契約負債	114,943
建物及び構築物	197,320	賞与引当金	330,947
工具、器具及び備品	23,568	ポイント引当金	11,216
土地	5,940	その他の	35,778
リース資産	488,944	<b>固定負債</b>	<b>2,361,807</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,631,684</b>	長期借入金	1,687,525
のれん	2,271,487	リース債務	352,335
ソフトウェア	351,552	退職給付に係る負債	316,791
リース資産	8,277	その他	5,155
その他	366	<b>負債合計</b>	<b>8,152,557</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,003,029</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	32,447	<b>株主資本</b>	<b>6,005,608</b>
破産更生債権等	99,073	資本金	255,099
長期前払費用	24,206	資本剰余金	1,860,774
差入保証金	1,172,734	利益剰余金	4,170,467
繰延税金資産	539,493	自己株式	△280,732
その他	238,500	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,830</b>
貸倒引当金	△103,426	退職給付に係る調整累計額	2,830
<b>資産合計</b>	<b>14,160,997</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,008,439</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,160,997</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年 3月 1日から  
2024年 2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	37,484,381
売上	15,261,137
販売費	22,223,243
営業	20,117,618
営業	2,105,625
受取	18
受取	0
為替	2,203
仕入	11,396
受雑	2,666
営業	19,434
営業	11,635
支金	43,161
支金	5,008
賃	8,195
自雑	13,680
自雑	1,403
経特	8,762
経特	80,211
固定	2,250
のれ	166,165
調整	2,072,768
前	2,250
当期	166,165
純	1,904,352
利益	789,615
税法	△102,027
法人	687,588
当	1,216,763
親	1,216,763
会社	1,216,763
株	1,216,763
主	1,216,763
に	1,216,763
帰	1,216,763
属	1,216,763
す	1,216,763
る	1,216,763
当	1,216,763
期	1,216,763
純	1,216,763
利	1,216,763
益	1,216,763

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,552,111</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,731,894</b>
現金及び預金	2,675,930	買掛金	2,358,523
売掛金	2,488,547	1年内返済予定の長期借入金	710,000
商品	3,068,658	リース債務	208,813
前払費用	168,261	未払金	761,459
その他	151,248	未払費用	558,385
貸倒引当金	△535	未払法人税等	570,724
<b>固定資産</b>	<b>5,543,514</b>	未払消費税等	76,098
<b>有形固定資産</b>	<b>708,186</b>	契約負債	114,943
建物	193,843	賞与引当金	326,936
工具、器具及び備品	23,568	ポイント引当金	11,216
土地	5,940	その他	34,791
リース資産	484,834	<b>固定負債</b>	<b>2,349,362</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,598,288</b>	長期借入金	1,675,000
のれん	2,239,388	リース債務	352,335
ソフトウェア	350,256	退職給付引当金	320,871
リース資産	8,277	その他	1,155
その他	366	<b>負債合計</b>	<b>8,081,256</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,237,038</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	248,169	<b>株主資本</b>	<b>6,014,368</b>
投資有価証券	22,500	資本金	255,099
破産更生債権等	99,073	資本剰余金	1,860,774
長期前払費用	24,108	資本準備金	303,063
差入保証金	1,165,531	その他資本剰余金	1,557,710
保険積立金	214,841	<b>利益剰余金</b>	<b>4,179,227</b>
繰延税金資産	539,353	その他利益剰余金	4,179,227
その他	22,534	繰越利益剰余金	4,179,227
貸倒引当金	△99,073	<b>自己株式</b>	<b>△280,732</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,095,625</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,014,368</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,095,625</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		36,878,744
売上総利益		15,082,806
販売費及び一般管理費		21,795,938
営業外収益		19,675,708
受取替約	796	2,120,229
為替差益	5,342	
保険解入	11,396	
仕入割戻	2,666	
受雑収入	19,434	
営業外費用	13,189	52,825
支払利息	42,747	
金融手数料	5,008	
支払手数料	8,195	
賃借費用	13,680	
自己株式取得	1,403	
雑損	8,762	79,797
経常利益		2,093,257
特別損失		
固定資産売却損	2,140	
子会社株式評価損	184,047	186,188
税引前当期純利益		1,907,069
法人税、住民税及び事業税	787,622	
法人税等調整額	△107,566	680,055
当期純利益		1,227,013

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
取締役会 御中

#### 監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナルミヤ・インターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	寺	田	聡	司
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	永	利	浩	史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2023年3月1日から2024年2月29日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人A&Aパートナーズから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 一色 中也

監査役 上田 千秋

監査役（社外監査役） 小宮山 榮

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園1-5-10  
芝パークホテル「ローズ」の間



交通 地 下 鉄：御成門駅（都営三田線）A2出口 徒歩2分  
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A6出口 徒歩4分  
JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口 徒歩8分  
モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩8分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。